

さいたま市流域治水推進協議会設置要領

(目的)

第1条 さいたま市において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」への転換を促進させ、効果的に施策を推進するため、さいたま市流域治水推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項を検討する。

- (1) 流域治水の推進に係る調整、検討に関する事項
- (2) さいたま市流域治水プロジェクトの策定及び更新に関する事項
- (3) その他、協議会が必要と認めた事項。

(組織)

第3条 協議会は、委員長及び委員をもって組織し、別表1の職にあるものをもって充てる。

- 2 委員長は、協議会を代表し、会議を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、流域治水の推進に係る関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、別表2にある部署の担当者をもって構成する。
- 3 作業部会の招集、運営及び進行は、事務局が行う。
- 4 作業部会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、検討、調整を行うことを目的とし、結果については協議会へ報告する。
- 5 事務局は、必要があると認めるときは、流域治水の推進に係る関係者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、建設局土木部河川課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会議の議を経て委員長が定める。

附 則（令和3年11月11日決裁）

この要領は、令和3年11月11日から施行する。

附 則（令和4年6月24日決裁）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月13日決裁）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員長	建設局 土木部	次長相当職にある者
委員	総務局 危機管理部	次長相当職にある者
	環境局 環境共生部	次長相当職にある者
	経済局 農業政策部	次長相当職にある者
	都市局 都市計画部	次長相当職にある者
	都市局 みどり公園推進部	次長相当職にある者
	建設局 建築部	次長相当職にある者
	建設局 下水道部	次長相当職にある者
	建設局 北部建設事務所	次長相当職にある者
	建設局 南部建設事務所	次長相当職にある者
	建設局 土木部	河川課長

※次長相当職にあるもののうち、次長相当職が置かれていない場合は、部長が指名する者を充てることができる。

別表 2 (第 5 条関係)

構成員	総務局	危機管理部	防災課
	環境局	環境共生部	脱炭素社会推進課
	環境局	環境共生部	環境対策課
	経済局	農業政策部	農業環境整備課
	都市局	都市計画部	都市総務課
	都市局	都市計画部	都市計画課
	都市局	みどり公園推進部	みどり推進課
	都市局	みどり公園推進部	見沼田圃政策推進課
	都市局	みどり公園推進部	都市公園課
	建設局	建 築 部	建築行政課
	建設局	下 水 道 部	下水道維持管理課
	建設局	下 水 道 部	下水道計画課
	建設局	土 木 部	道路計画課
	建設局	土 木 部	河川課

※委員が指名する 3, 4 級相当職にある者。